

会社の結論を明白に

チツソ水保
工場労働組 江頭社長に要求書

チツソ水保工場労働組の横田委員長、岡本同教育部長は十一日午前十一時チツソ水保支社の中村総務部次長と会い、江頭チツソ社長に對する水保病問題に關する要求書を提出した。要求書の内容次の通り。

①水保病の原因について、熊大の結論通りの方向に沿って、国の結論が出されようとしているが、アルデヒド製造工程の過程で有機水銀ができることを会社はすでに認めているはずである。水保病の

原因について会社としての結論を明らかにすること。

②会社はすでに三十四年にネコに工場廃液を投与する実験により、水保病が発病する事実をつかんでいたと一部に報道された。工場廃液ネコ投与実験について実験結果の全部を公表すること。

③会社はサイクレーター完成により、いっさい水保病の心配がなくなつたと公表してきたが、サイクレーターは有機水銀をろ過できず、サイクレーター定修時の廃水

の処置が不十分で、最近に至るまで有機水銀を流してきたといわれ

が会社の工場廃水に起因することが決定した場合においても新たな補償金の要求はいっさい行なわれないものとする」との条項は公序良俗違反、強要の疑いがあるといわれている。会社は直ちにこの条項を引く込めること。

④今日現在の問題としてアルデヒド廃工場廃物の問題、工場廃

水の水質の問題、水保病土壌および魚介類の有機水銀残留の問題などがある。こんど再びこのような恐ろしい公害を起こさないためにも会社はすみやかに県、市、大学などの公共監視、公共管理体制の確立を進めるとともに必要な対策をはかること。

⑤水保病発生から十五年間、真実追究のための協力どころか妨害をはかり、多数の市民を死にさせ、多数の市民を不治の病に陥としたチツソの責任ははかりしれない。社会の公器たるべき企業の経

営者としての責任をどうするつもりか明らかにすること。

同労働組では会社側に対しすみやかに研交を開くことを申し入れるとともに十四日午後四時までに文書をもつて江頭社長の回答を要求している。

なお、会社側は同日午後、東京本社に江頭社長に同要求書を取り次いだ。